

**令和4年度
大阪府路線バス・タクシー事業者
燃料費高騰対策事業補助金（燃料費）「第2期」
募集要項**

申請期間

：令和4年 10月14日（金）～令和4年 12月28日（水）

申請方法

：オンライン申請「大阪府行政オンラインシステム」
及び 郵送による申請

■補助金の概要

大阪府では、長引く原油価格高騰の影響を受ける公共交通事業者（路線バス・タクシー事業者）の支援のため、これまでに続き、「第2期」として、燃料価格の一部を補助します。

補助対象事業者	大阪府の区域内に事務所又は営業所（以下、「事務所等」という。）を有する事業者（以下、「対象事業者」という。） ○ 路線バス事業者 ○ タクシー事業者（法人、個人）
補助対象車両	以下のすべてを満たす車両（以下、「対象車両」という。） ○ 路線バス事業又はタクシー事業の用に供されるもの ○ 大阪府の区域内に所在する営業所に配置されているもの ○ 自動車検査証に記載された「使用の本拠の位置」が府の区域内となっているもの ※ただし、定期観光運送のみの用に供する車両は除く
補助金額	○ 路線バス事業者 : <u>53,000円</u> （バス1台あたり） ○ タクシー事業者 : <u>14,000円</u> （タクシー1台あたり）
補助対象期間	「第2期」：令和4年10月1日から令和4年12月31日 （参考）「第1期」：令和4年7月1日から令和4年9月30日

- 「第1期」の交付申請を行っていない事業者は、「第1期」分を合わせて申請することができます。「補助金交付申請書（第2期用）（様式第7号）」（「3. 申請金額」横）にて、『「第1期」分も合わせて申請』を選択（意思表示）してください。ただし、「第1期」の期間中に運行中の車両が補助対象となります。
- 「第1期」で交付申請を行った事業者も、「第2期」期間中に営業再開した事業者も、補助対象期間中に要件を満たしていれば、申請することができます。

1. 補助対象事業者について

大阪府の区域内に事務所等を有している以下の路線バス事業者又はタクシー事業者であって、補助金交付申請日において、道路運送法第4条第1項の許可を受け、事業の継続等に向けた取組を行っている又はその意思を有すると認められる者

※「第1期」分も併せて申請する場合は、「第1期」の補助対象期間中（令和4年7月1日から令和4年9月30日まで）も同様の要件が必要となります。

路線バス事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者とする。

※ただし、「定期観光運送」のみを行う事業者を除く

タクシー事業者（法人、個人）

道路運送法（同上）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者とする。

※宗教上の組織又は団体は対象外です。

※下記に該当する事業者も対象外です。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第二条第四号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）
- ・従業員、職員又は使用人に暴力団員又は暴力団密接関係者がある者
- ・法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
- ・公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十九条に規定する排除措置命令又は同法第六十二条第一項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

2. 補助対象車両について

以下のすべてを満たす車両

- ・路線バス事業又はタクシー事業の用に供されるもの

- ・大阪府の区域内に所在する営業所に配置されているもの
 - ・自動車検査証に記載された「使用の本拠の位置」が府の区域内となっているもの
- ※ただし、定期観光運送のみの用に供する車両や、申請日時点において休止中の車両は除く。

3. 補助金額について

路線バス事業者

対象となる車両につき、バス1台あたり 53,000円

タクシー事業者

対象となる車両につき、タクシー1台あたり 14,000円

※補助対象事業者からの交付申請額の合計が予算を超えた場合は申請受付を終了します。
 ※国や地方公共団体等から、本補助金と同一の目的、もしくは補助対象として燃料費を算定した期間が令和4年10月から12月までと重複する補助金、助成金その他これらに類するものの交付を受けた場合は対象外です（ただし、タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業は除く。）。

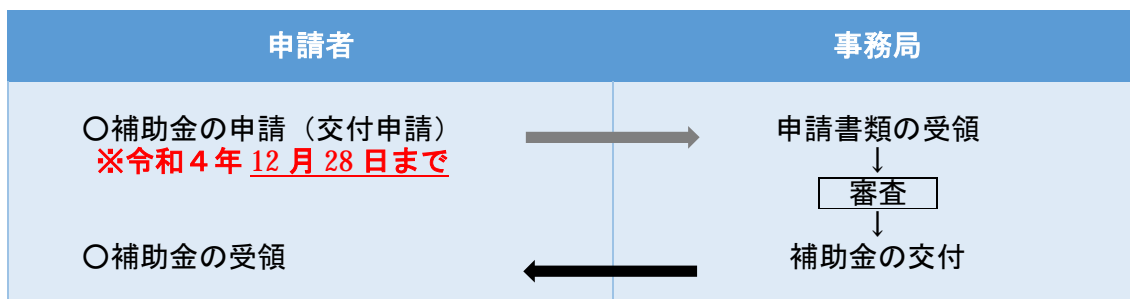
「第1期」分も含めて申請する場合は、令和4年7月から9月の間についても同様の扱いです。

4. 申請の流れについて

- ・ 申請は、事業者毎に行ってください。（1事業者1回限り）
 複数の車両を申請する場合は、まとめて申請してください。
- ・ 原則、オンライン申請（パソコン、スマホから）となります。
 郵送による申請も可能ですが、速やかな審査のためオンライン申請にご協力をお願いします。
- ・ オンラインで申請いただくと、審査の進捗状況をシステム上で確認できます。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、持参による申請は受け付けておりません。

《 主な手続きの流れ 》



5. 申請手続きについて

(1) 申請方法

- ・原則、オンライン申請（パソコン、スマホから）となります。
郵送による申請も可能ですが、速やかな審査のためオンライン申請にご協力をお願いします。

【1】 オンライン申請

こちら「オンライン申請」の入力手順を参照ください。

<http://g2029sv1cm1f.lan.pref.osaka.jp/attach/43785/00000000/tejun.pdf>

【2】 郵送による申請

以下に記載の申請時の必要書類をすべて揃えて、郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」による郵送をお薦めします。次の宛先に郵送してください。

〒540-8570

大阪市中央区大手前2丁目

大阪府 都市整備部 交通戦略室 交通計画課 「燃料費補助審査チーム」

【注意】

- ・レターパックライトによる郵送をお薦めします（郵便物の追跡ができます）。
- ・郵送前に「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。
- ・令和4年10月現在、レターパックライトは370円です。料金不足となった場合は返送することになりますので、ご注意ください。
- ・締切日当日消印有効といたします。

(2) 補助金の申請（交付申請）

申請期間：令和4年10月14日（金）～令和4年12月28日（水）

必要書類：

※「第1期」分を合わせて申請する場合でも「第2期用」様式により申請ください。

※別表も併せて確認ください。

①補助金交付申請書（第2期用）（様式第7号）

- ・オンライン申請の場合は、システム入力となります。郵送申請の場合のみご準備ください。
- ・「第1期」の交付申請を行っていない事業者が、「第2期」の交付申請にあたり、「第1期」分の交付申請を合わせて行う場合には、その意向表示のため、該当箇所にチェックを入れてください。
- ・「第1期」の交付申請を行った事業者は「補助金交付申請書（第2期用）（様式第7号）」内の「4. 誓約・同意事項」にチェックを入れる（誓約・同意）ことで、「誓約・同意書（第2期用）（様式第8号）」の提出は不要とします。

②対象車両一覧（第2期用）（様式第7-2号）

- ・対象車両が1台の場合は、「車検証」の写しの提出により、本様式の提出は不要とします。
- ・「第1期」の交付申請時から補助対象車両に変更がない場合は提出不要です。追加がある場合は、該当する車検証の写しと併せて提出が必要です。
- ・オンライン申請の場合は、事前に作成いただいた「対象車両一覧（第2期用）（様式第7-2号）」をエクセルデータのまま添付提出ください。
- ・郵送申請の場合も同様に、ご準備ください。

③誓約・同意書（第2期用）（様式第8号）

- ・「第1期」の交付申請を行った事業者は「補助金交付申請書（第2期用）（様式第7号）」内の「4. 誓約・同意事項」にチェック（誓約・同意）することで、「誓約・同意書（第2期用）（様式第8号）」の提出は不要とします。
- ・オンライン申請の場合は、システム入力となります。郵送申請の場合のみご準備ください。

④暴力団等審査情報（第2期用）（様式第9号）

- ・法人の場合のみ必要。
- ・「第1期」の交付申請時から役員情報に変更がない場合は提出不要です。

（その他の確認書類）

⑤本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）の写し

- ・個人の場合のみ必要
- ・申請者本人のもの
- ・運転免許証の場合は新住所有無の確認のため裏表両面ともに必要
- ・「第1期」の交付申請時から氏名又は住所の変更がない場合は提出不要です。

⑥振込先確認書類（預金通帳等）の写し

- ・通帳の表裏表紙及び見開き1ページ目等、金融機関名・支店名、普通・当座、口座番号、名義（読み）の全てが確認できること
- ・「第1期」の交付申請時と同一口座への振込を希望する場合は提出不要です。

⑦申請車両の車検証の写し

- ・「第1期」の交付申請時から補助申請車両に変更がない場合は提出不要です。

6. 交付申請時の注意事項について

<補助金額について>

- ・補助申請総額が予算上限額に達した場合には、交付額の調整を行います。

<補助金の支払いについて>

- ・補助金の審査が完了したら、申請者の金融機関口座への振り込みをもって、交付を完了いたします。（通知は行いません）
- ・審査の結果、適正と認められなかった場合は、不交付決定通知（様式第4号）を送付します。
- ・補助金額は車両毎に審査しますが、交付は事業者毎に1回で行います。
- ・交付決定後、申請内容の不備等により振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により大阪府が指定する期限までに解消されなかったときは、申請者が補助金の交付を受けることを辞退したものとみなし当該交付決定を取り消します。

<申請内容の不備、不明点について>

- ・軽微な誤りについては、大阪府が補正をすることがあります。
- ・システムによる申請の場合、申請内容に不備や不明点があった場合は、メールで通知を行いますので、定期的な確認をお願いします。
- ・府が指定する期限までに不備が解消されなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなします。

<情報の取り扱いについて>

- ・交付決定後、申請者の名称及び主たる事務所の所在地を公表することがあります。
- ・入力いただいた情報、提出いただいた書類等に記載された情報は、本補助金の審査、交付に関する事務に限り使用し、別途同意がない限り、他の目的には使用しません。
- ・本補助金の審査、交付に関する事務のため、申請内容について下記のとおり関係機関への照会等を行うことがあります。
 - * 自動車検査証等の申請書類について、所管官庁等への照会
 - * 税務情報として、補助金交付に関する情報の使用、または、他の行政機関への情報提供
 - * 他の補助制度との重複に関する他の行政機関への情報提供や照会
 - * 大阪府暴力団排除条例第26条に基づいた、大阪府警察本部への情報提供

<申請の取下げ>

- ・申請後、補助金の交付決定（補助金の入金）までに申請を取り下げようとするときは、オンラインによる申請をされた事業者は、オンラインシステムで取下げ申請をしてください。申請いただきましたら、申請取下げの処理をします。郵送による申請をされた事業者は、「大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課 燃料費補助審査チーム」までご連絡の上、別途、「補助金申請取下書（様式第5号）」をご提出ください。

<交付決定（補助金の入金）後の取り消しについて>

- ・交付決定後、本事業の要件を満たしていないことが分かったときは、オンラインによる申請をされた事業者は、速やかに「大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課 燃料費補助審査チーム」までメールにてご連絡ください。メールを送信いただきましたら

「補助金交付要件欠如届出書（様式第6号）」より届出を行ってください。郵送による申請をされた事業者は、「大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課 燃料費補助審査チーム」までご連絡の上、別途、「補助金交付要件欠如届出書（様式第6号）」をご提出ください。

- ・交付決定が取り消された場合、申請者は、交付された補助金を返還していただきます。なお、返還に要する費用は、申請者の負担とします。
- ・交付決定後、本事業に関する立ち入り調査等を実施することがあります。
- ・大阪府の調査等により、申請内容に要件に該当しない事実や不正等が発覚した時は、本補助金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は、交付された補助金を返還するとともに違約金を支払っていただきます。なお、返還に要する費用は、申請者の負担とします。併せて、事業者名を公表することもあります。
- ・偽りその他不正の内容が悪質と判断した場合、警察に情報提供し、刑事告訴等を行います。

<納税手続きについて>

- ・本補助金は、所得税または法人税の計算上、収入に計上する必要があるため、本補助金を交付された方は、確定申告の際に申告漏れをすることがないようにご注意ください。ただし、本補助金を含めた収入から経費を差し引きますので、補助金を含めた収入の額が経費の額よりも少ない場合など、必ずしも納税額が生じるものではありません。

■本補助金の申請等に関するお問合せ先

大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課
燃料費補助審査チーム

メール：nenryo@gbox.pref.osaka.lg.jp

電話： 06-6944-9273

受付時間：平日の9時30分～17時30分（電話の場合）

URL：<https://www.pref.osaka.lg.jp/kotsukei/kaku/nenryo2/index.html>

検索キーワード：「大阪府路線バス・タクシー事業者燃料費高騰対策事業補助」

【別表 1】
 交付申請に必要な書類
 (様式関係)

	「第 1 期」補助金の 申請を <u>している</u> 場合		「第 1 期」補助金の 申請を <u>していない</u> 場合		※「●」印は必ず、「○」印は申請内容によって提出が必要
	第 1 期申請から 変更 <input type="checkbox"/> 無	第 1 期申請から 変更 <input type="checkbox"/> 有	「第 2 期」分 のみの申請	「第 1 期」分 を含めて申請	
① 補助金交付申請書 (第 2 期用) (様式第 7 号)	●	●	●		<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン申請の場合は、システム入力となります。郵送申請の場合のみご準備ください。 ・「第 1 期」の交付申請を行っていない事業者が、「第 1 期」分を併せて交付申請を行う場合は、『「第 1 期」分も合わせて申請』の所にチェックを入れてください。 ・「第 1 期」の交付申請を行った事業者は『4. 誓約・同意事項』にチェックを入れる (誓約・同意) ことで、「誓約・同意書 (第 2 期用) (様式第 8 号)」の提出は不要とします。
② 対象車両一覧 (第 2 期用) (様式第 7-2 号)	不要	○ (車両変更の場合)	●		<ul style="list-style-type: none"> ・対象車両が <u>1 台の場合</u> は、「車検証」写しの提出により、本様式の提出は不要とします。 ・「第 1 期」の交付申請を行っていて、申請当時から補助対象車両に変更がない場合は提出不要です。追加がある場合は、該当する車検証の写しと併せての提出が必要です。 ・<u>オンライン申請の場合は</u>、事前に作成いただいた②対象車両一覧 (第 2 期用) (様式第 7-2 号) を <u>エクセルデータのまま添付</u> 提出ください。 ・郵送申請の場合も同様に、ご準備ください。
③ 誓約・同意書 (第 2 期用) (様式第 8 号)	不要	●	●		<ul style="list-style-type: none"> ・「第 1 期」の交付申請を行った事業者は、①補助金交付申請書 (第 2 期用) (様式第 7 号) 内の『4. 誓約・同意事項』にチェック (誓約・同意) いただくことで、③誓約・同意書 (第 2 期用) (様式第 8 号) の提出は不要とします。 ・オンライン申請の場合は、システム入力となります。郵送申請の場合のみご準備ください。
④ 暴力団等審査情報 (第 2 期用) (様式第 9 号)	不要	○ (役員変更の場合)	●		<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合のみ必要。 ・「第 1 期」の交付申請を行っていて、申請当時から役員情報に変更がない場合は提出不要です。

(次ページに続く)

【別表2】
 交付申請に必要な書類
 (その他の確認書類)

	「第1期」補助金の申請をしている場合		「第1期」補助金の申請をしていない場合		※「●」印は必ず、「○」印は申請内容によって提出が必要
	第1期申請から変更 <input type="checkbox"/> 無	第1期申請から変更 <input type="checkbox"/> 有	「第2期」分のみの申請	「第1期」分を含めて申請	
⑤ 本人確認書類 (運転免許証・マイナンバーカード等)の写し	不要	○ (氏名又は住所の変更の場合)		●	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人の場合のみ必要。 ・ 申請者本人のもの ・ 運転免許証の場合は新住所有無の確認のため裏表両面ともに必要 ・ 「第1期」の交付申請を行っていて、申請当時から氏名又は住所の変更がない場合は提出不要です。
⑥ 振込先確認書類 (預金通帳等)の写し	不要	○ (口座変更の場合)		●	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通帳の表裏表紙及び見開き1ページ目等、金融機関名・支店名、普通・当座、口座番号、名義(読み)の全てが確認できること。 ・ 「第1期」の交付申請を行っていて、申請当時と同一口座への振込を希望する場合は提出不要です。
⑦ 申請車両の車検証の写し	不要	○ (車両変更の場合)		●	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第1期」の交付申請を行っていて、申請当時から補助申請車両に変更がない場合は提出不要です。

